

戸籍証明書等の請求書

令和 年 月 日

丹波山村長 様

※ 請求には本人確認資料が必要です。代理人の場合は委任状が必要です。

請求者(窓口に来た方)	住所	電話番号
	フリガナ 氏名 (印)	T・S 生年月日 H・R 年 月 日
依頼者(あなたに頼んだ方)	住所	電話番号
	フリガナ 氏名 (印)	T・S 生年月日 H・R 年 月 日
必要な戸籍等の表示	本籍	丹波山村 番地
	筆頭者の氏名	
	個人事項証明(抄本)等の場合、必要な方の氏名	
戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫)	
請求者(依頼者)が上記に該当しない場合には、下記のいずれかにチェックをつけて、請求の理由を詳細に記載してください。		
請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため (提出先:) <input type="checkbox"/> その他 ()	
添付書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 補助者証 <input type="checkbox"/> その他 ()	
何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。		
証明書の種類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※ 戸籍に記載されている方全員の証明です。	通
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	通
	<input type="checkbox"/> 一部事項証明書(<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍) 必要な方の名前 () 必要な事項 ()	通
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍(<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本)	通
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書(除籍謄本) ※ 除籍に記載されている方全員の証明です。	通
	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明書(除籍抄本)	通
	<input type="checkbox"/> 受理証明書 <input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書 () 届 (年 月 日) 届出	通
	<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票(・全部 ・一部) <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者を記載 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報を記載(登録者のみ) <input type="checkbox"/> 住民票コードを記載	通
村取扱使用欄 (R6.5.27改訂版)	本人確認	免・個・パ・保・介・学・身・その他 ()

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する資料が必要です。

7. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。（戸籍法第135条）

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。